



7

税の軽減

▶▶ 税の負担を軽減させ、障害者の自立をはかります。

所得税・住民税の障害者控除

身 知 精

対 象

本人または同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人（1・2級は特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）または精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症～第3項症の人は特別障害者）
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護をうけている人（特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、(1)、(2) または (6) に掲げる人に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）

●控除額

区 分		所得税		住民税	
		本人	同一生計配偶者 又は扶養親族	本人	同一生計配偶者 又は扶養親族
障害者 控除	障害者	27万円		26万円	
	特別障害者	40万円		30万円	
	同居特別障害者	75万円		53万円	

窓口 所得税に関すること

- 品川税務署 電話 3443-4171（代表）
- 荏原税務署 電話 3783-5371（代表）
- 勤務先の給与担当課

住民税に関すること

税務課 電話 5742-6663～6
FAX 5742-7108

住民税の非課税

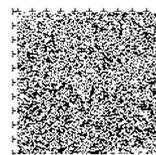
身 知 精

対 象

次のいずれかに該当し、前年の合計所得が135万円以下の人。

- (1) 身体障害者手帳1～6級
- (2) 愛の手帳1～4度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1～3級
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

窓口 税務課 電話 5742-6663～6
FAX 5742-7108





7

税の軽減

自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割) **身 知 精**

対 象

次に該当する障害者またはその人と生計を共にする人が所有し、障害者のために使用する自動車について減免されます。また、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車（「車いす移動車」、「入浴車」等の車両）についても減免されます。

(1) 身体障害者手帳

障害の区分		障害の程度
下肢機能障害		1 級～ 6 級
体幹機能障害		1 級～ 3 級・ 5 級
上肢機能障害		1 級・ 2 級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能障害	1 級・ 2 級
	移動機能障害	1 級～ 6 級
視覚障害		1 級～ 3 級・ 4 級の 1
聴覚障害		2 級・ 3 級
平衡機能障害		3 級・ 5 級
音声機能または言語機能障害		3 級 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸 および小腸の機能障害、肝臓機能障害		1 級・ 3 級・ 4 級 (肝臓機能障害は 1 級～ 4 級)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級

(2) 愛の手帳 総合判定が 1 度～ 3 度

(3) 戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

該当する障害の程度については、各窓口まで直接お尋ねください。

※減免が受けられる自動車（軽自動車、二輪車等を含みます。）は障害者の方お一人につき 1 台に限られます。

●申請場所と申請期限

(1) 自動車税（種別割）：品川都税事務所・品川自動車税事務所

当該年度の納税通知書に記載された納期限（通常は 5 月末日）までに申請する。（あらたに自動車を取得した場合は登録の日から 1 か月以内に申請する）

※上記以外の期間には、翌年度分の申請を受付けする。

(2) 軽自動車税（種別割）：区役所 税務課

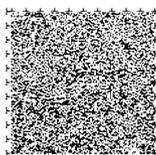
毎年納税通知書発付日（5 月中旬）から納期限（通常は 5 月末日）までに申請する。

(3) 自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）（あらたに自動車・軽自動車（三輪以上）を取得したとき）：品川自動車税事務所・品川都税事務所

登録の日から 1 か月以内に申請する。

窓口

- 品川自動車税事務所 電話 3471-6670
- 品川都税事務所 個人事業税班 電話 3774-6666 (内線 2210～2217)
- 都税総合事務センター
(東京都自動車税コールセンター) 電話 3525-4066
- 税務課 電話 5742-6667 FAX 5742-7108



個人事業税

身 知 精

対象・内容・ 申請期限

- (1) 前年中の総所得額が370万円以下であり、納税者または扶養親族等が障害者である場合は、減免（1人につき5,000円、特別障害者は1万円）されます。
- (2) 減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。

窓口 品川都税事務所 個人事業税班 電話 3774-6666（内線 2210～2217）

相続税

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人（1・2級は特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）または精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人（特別項症～第3項症は特別障害者）
- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人のうち、その障害の程度が（1）又は（2）に準ずるものとして、市長村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、その障害の程度が（1）又は（2）に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人（特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障害者）

内 容

相続人が障害者である法定相続人で相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。差し引かれる金額は、年齢に応じて次のとおりとなります。

区分	控除される税額
一般障害者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円
特別障害者	(85歳 - 相続開始時の年齢) × 20万円

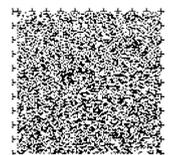
窓口 ●品川税務署 電話 3443-4171（代表） ●荏原税務署 電話 3783-5371（代表）

贈与税

身 知 精

対 象

- (1) 身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている人（特別障害者）
- (2) 愛の手帳の交付を受けている人（1・2度は特別障害者）または精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級は特別障害者）
- (4) 戦傷病者手帳の特別項症～第3項症の交付を受けている人（特別障害者）





7

税の軽減

- (5) 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
- (6) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人のうち、精神または身体の障害の程度が（1）又は（2）に掲げる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人（特別障害者）
- (8) 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が（1）又は（2）に掲げる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人（（1）及び（2）に掲げる人のうち特別障害者となる人に準ずるものとして市町村等の認定を受けている人は特別障害者）

※なお、制限納税義務者及び非居住無制限納税義務者については、この非課税制度の適用はありません。

内容

特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券などの財産を信託業務を営む銀行に信託し、その信託の利益を受けることとなったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては3,000万円）までの金額が非課税になります。

なお、信託の際、受託者の営業所を經由して税務署に申告が必要です。

窓口 ●品川税務署 電話 3443-4171（代表） ●荏原税務署 電話 3783-5371（代表）

関税

身

対象

身体障害者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、および社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

窓口 東京税関業務部税関相談官室（税関手続等に関する相談窓口）
電話 3529-0700 Email : tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

